第 T Ŧī. 百 八 + 七 号

増 刊 (1)

目 次

規 則

○福岡県財務規則の一 部を改正する規則

○福岡県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則

会計管理局会計課

(建築指導課)

中正誤 入 事 課

四

部を改正する規則

(平成二

人 事 課

应

十六年三月福岡県規則第十七号) 中正誤 ○福岡県職員の職の設置に関する規則の

○福岡県行政組織規則

0

部

を改正する規則

平成

一十六年三月福

正

県規則第十

- 六号)

規 則

福岡県財務規則の 部を改正する規則を制定し、 ここに公布する

平成二十六年四月十五日

岡県知事 小 Ш 洋

福

福岡県規則第三十五号

福岡県財務規則の 部を改正する規則

福岡県財務規則 (昭和三十九年福岡県規則第二十三号) 0) 部を次のように改正する

第百八十五条の二に次の一 項を加える

2 前項の資格審査の結果、 資格がないと認めた者から請求があるときは、

契約担当者

は、 資格がないと認めた理由を書面により通知しなければならない

第百八十五条の三中第四号を第五号とし、 第三号の次に次の一号を加える

1

兀

令第百六十七条の

五第

項又は第百六十七条の十

一第

項

に規定する資格に関

建築物の

耐震改修の計画

の認定の申請書の添付書類

成 月 + 日

十 六 年 깯 Ŧî.

た場合に限り」を加える。 公告において最初の契約以外の契約に係る公告を少なくとも二十四日前に行う旨規定し 第百八十五条の四第一項中「一般競争入札については」 る文書を入手するための手段

の 下 に

最初の契約に係る

第百八十五条の十一中第六号を第七号とし、 電子情報処理組織を使用して契約の手続を行う場合においては、 第五号の次に次の一号を加える 当該電子情報

理組織の使用に関する事項

六

附 則

この規則は、 平成二十六年四月十六日から施行する

福岡県建築物の耐震改修 の促進に 関 する法律施 行 細則を制定し、 ここに公布する。

福岡県知事

小

Ш

洋

平成 一十六年四月十五

福岡県規則第三十六号

福岡県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第 号。 とする。 建設省令第二十八号。 政令第四百二十九号) 条 以下 この規則は、 法 という。 建築物の耐震改修の促進に関する法律 以下 及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則 「省令」という。 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令 の施行に関し必要な事項を定めるも (平成七年法律第百二 (平成七年 (平成七年 二十三

〈要安全確認計画記載建築物等の耐震診断の報告に係る添付書類

第二条 図 評価したことを証する書類 耐震判定委員会 定める書類は既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録された ずれかに掲げる者であることを証する書類とする 配置図、 省令第五条第四項 各階平面図、 。 以 下 「判定委員会」という。 (省令附則第三条において準用する場合を含む。 求積図及び耐震診断を行った者が省令第五条第一 以 下 「耐震診断の評価書」という。 が建築物の耐震診断の結果につ の写し、 項各号 付近見取 の規則で いて

毎週火金曜日 定期発行日

第三条 省令第二十八条第二項の規則で定める書類は、耐震診断の評価書の写し、判定

二十八条第二項に規定する構造計算書を添えることを要しない。
の計画について同条一項の規定により認定の申請をしようとする場合には、省令第
臣が定める基準に適合するものとして計画の認定を受けようとする建築物の耐震改修
2 省令第二十八条第二項の規定にかかわらず、法第十七条第三項第一号の国土交通大

(建築物の地震に対する安全性に係る認定の申請書の添付書類)

ることができる。

、耐震診断の評価書の写し又は耐震改修計画の評価書の写し、付近見取図、配置図、2 省令第三十三条第二項第一号の規則で定める書類は、現況調査報告書(別記様式)

各階平面図、求積図及び耐震診断を行った者が省令第五条第一項各号に掲げる者であ

- 同条第一項の規定により認定の申請をしようとする場合には、省令第三十三条第二項大臣が定める基準に適合するものとして同項の認定を受けようとする建築物についてることを証する書類とする。
- 4 省令第三十三条第二項第二号の規則で定める書類は、現況調査報告書(別記様式)

第一号に規定する構造計算書を添えることを要しない。

付近見取図、配置図、各階平面図及び求積図とする。

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の申請書の添付書類

一項各号に掲げる者であることを証する書類とする。 、付近見取図、配置図、各階平面図、求積図及び耐震診断を行った者が省令第五条第第五条 省令第三十七条第一項第三号の規則で定める書類は、耐震診断の評価書の写し

申請には、省令第三十七条第一項第二号に規定する構造計算書を添えることを要しな2 省令第三十七条第一項の規定にかかわらず、法第二十五条一項の規定による認定の

0

附則

(施行期日)

勇一条 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

床伏図、小屋伏図及び構造詳細図をもって、第二条の耐震診断の評価書の写しに代えの交付を受けていないものについては、耐震診断の結果を示す書類、基礎伏図、各階第二条 この規則の施行の日前に耐震診断を完了している建築物で、耐震診断の評価書

別記様式(第4条関係)

		現 況 調 査 報 告 書 、建築物の耐震改修の促進に関する法律第22条第1項に基づき認り 調査しましたので報告いたします。	定			
		は事実に相違ありません。				
福岡県知	事 殿					
IEI PI ZICZE	Ŧ //X	平成 年 月 日				
		申請者 住所				
		氏名				
1代理者	①氏名	(ii)				
	②住所					
	③電話番号					
2調査者	①資格	(級)建築士 ()登録 第 号				
	②氏名					
	③建築士事務所名	(級)建築士事務所 ()知事登録 第 号				
	④所在地					
	⑤電話番号					
3調査建築	①敷地位置					
物の概要	②建築面積	m ² ③延べ床面積	m²			
	④建築物の階数	地上 階 地下 階				
	⑤建築物の用途					
4調査結果 概要	①構造耐力関係規定	□適法 □既存不適格				
做安	既存不適格条項					
	②構造耐力関係以外 の規定	□適法 □既存不適格				
	既存不適格条項					
	③耐震改修工事を実	口耐震改修計画のとおり施工されており、耐震関係規定に適合することを	ź.			
	施した場合の改修計	確認した。				
	画と施工内容	法第17条に基づく耐震改修計画の認定 □有り □無し				
	④増改築等の履歴	□違法な増改築の実施がされていないことを確認した。				
	⑤既存部分の劣化 状況	□著しい劣化状況は見られないことを確認した。	見られないことを確認した。			
特記事項	,	,				

4

2	6			
2	年 発 月 行			
35 増刊	番公号報		正	
	種類			
17	16	番同号上		誤
25	16	ペリジ		
		上		
0	0	下	欄	
	11 後 から	行		
表中	追 加	備考		
当該分場等の事務を掌理する。	「大濠公園能楽堂」	正誤		
当該分場等の事あ務を掌理する。	大濠公園能楽堂			